

山口市本庁舎の整備に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎の整備に関し、必要な事項を調査・検討するため、山口市本庁舎の整備に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、市長に答申する。

- (1) 本庁舎の整備の方向性に関すること。
- (2) その他本庁舎の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員50人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体等から選出された者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し、委員会が答申する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 第3条に定める委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部中核都市推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月24日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。